

市民ラジオの免許手続等の改正について

しょうのつねき
生野常喜

1. まえがき

「26Mc 帯および 27Mc 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局」のことを通称「市民ラジオ」といっているが、この市民ラジオの免許申請手続等の簡略化をはかるため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令が昨年 12 月 15 に公布になり即日施行になった。ただし免許状の様式に関する改正規定は 42 年 3 月 1 日から施行されることになっている。

市民ラジオは、現在すでに 15 万局に達しているが、なお今後の増加も予想されるところのものであるので、省令改正を必要とした理由、改正事項等について説明し参考に供することにする。

2. 市民ラジオの制度のあらまし

市民ラジオは、簡易無線局として昭和 36 年創設された無線局であるが、この無線局の用途は、近距離における無線連絡用であって、たとえば、工事現場における連絡、構内巡回者との連絡、商家の配達員との連絡、登山や旅行等の場合のパーティ間の連絡あるいは模型ボートや模型飛行機の無線操縦等のために役だてようとするものである。この種の無線設備を使用しようとするときは電波法に基づき、無線局として免許を要するのである。

使用電波は、26Mc 帯および 27Mc 帯で無線電話用のものが 8 波、無線操縦用のものが 4 波割り当てられていて、空中線電力は無線電話のものにあつては 0.5 ワット、0.1 ワット、0.05 ワットの 3 種類があり、また、無線操縦用のものにあつては 1 ワット、0.5 ワットの 2 種類があり、周波数ごとにいずれかの値のものが定められている。また、使用機器が郵政省の行なう型式検定に合格したものであるときは、無線従事者の資格を要しないことになっている。

3. 改正を必要とした理由

従前市民ラジオの免許は、他の無線局の免許手続とかわるところなく、使用機器が型式検定合格機器である場合には、予備免許と新設検査の手続が省略されて免許が付与されていたが、申請者が各層にわたって広く、比較的電波知識にうとい者が多いためか、申請書の記載に誤記が多く補正に時間を要するばかりか免許審査事務にも支障をきたすありさまであった。

また、免許の有効期間が 5 年であるために当初開設した無線局の再免許も行なわれることもあつて新設申請および再免許申請ともに免許手続の簡略化をはかる必要があつたわけである。さらにまた、市民ラジオは、15 万局という多数の無線局に及び、かつ、年間約 3 万～4 万局の増加の傾向にあるため、電波監理局における免許事務の合理化をはかる必要もあるわけであつて、関係規定の改正を必要としたわけである。

4. 改正になった事項

今次省令改正が行なわれた事項は、以下の諸点である。

- (1) 簡易無線局の免許申請書類の記載事項で次のものの記載を省略できることとなったこと。

第1図 無線局免許申請書

収入印紙 (300円) 消印しないこと	無線局再免許申請書	印
郵政大臣殿	年月日	
申請者	住所	
	氏名	印
	代表者氏名	印
(注)		
無線局(簡易無線局, 昭和 年 月 日, 第 号)の再免許を受けたいので, 無線局免許手続規則第十六条の規定により申請します。		
なお, 同条第五項の規定により添付書類を省略します。		

(注) 現在の市民ラジオの免許の年月日および免許の番号を記入すること。

ア 市民ラジオについて, 開設を必要とする理由および希望する運用許容時間

イ 市民ラジオ以外の簡易無線局について, 希望する運用時間(免則第15条第1項第6号の改正)

(2) 市民ラジオの再免許申請書類には, 継続開設を必要とする理由の記載を要しないこととなったこと(免則第16条第1項第4号, 第8号の改正)。

(3) 簡易無線局の再免許申請については, 添付書類を省略して, 再免許申請書のみによって行なうことができることとなったこと(免則第16条第5項の追加, 別表第5号の第1の改正)

すなわち, 簡易無線局の再免許申請は, 免則第16条第1項の規定にかかわらず第1図の様式の申請書のみでよいこととなったのである。

(4) 市民ラジオの新設の場合の免許申請書類の様式を新たに定めたこと(免則第15条第3項の改正, 別表第4号の2追加)。

従前市民ラジオの申請書類の様式は, 移動する無線局の例によるものであったが, 今次の省令改正で新たに定められたのである。いうまでもなく記載の誤記をなくするためであるが, 新様式によれば申請書に記載されてある事項のうち該当のものに印をつけるだけでよいことになっている。この新様式による申請書の用紙は, 型式検定に合格している市販の無線機には添付されているはずであるので注意書を参照して記入すればよいことになっている。なお, 申請書の様式は, 第2図のとおりである。

(5) 無線局の免許状の様式の改正

従前市民ラジオの免許状は, 移動する無線局の様式のものを用いていたが, 携帯に不便である点から別に免許の証票を交付することにしていた。しかし, 陸上移動局等移動するものにあっても現用の免許状は, 必ずしも携帯に適するものではないので, アマチュア局, 簡易無線局および移動する無線局(船舶局および航空機局を

除く。)に交付するものについては、一様に様式が改められて本年3月1日から免許される無線局に交付されることになっている。

第2図 無線局免許申請書

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;"> 収入印紙 (1局につき 500円) 消印しない こと </div>	無線局免許申請書	<div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 印 </div>															
昭和 年 月 日																	
郵政大臣殿																	
申請者	住所 (ふりがな)																
	氏名 (ふりがな)	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">印</div>															
	代表者氏名	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">印</div>															
簡易無線局(局)を開設したいので、電波法第6条の規定により別紙の書類を添えて申請します。																	
別紙1	無線局事項書																
1 目的	※ に使用するため、簡易無線業務を行なう。 (※ 家業、現場監督用、巡回連絡用、レクリエーション用等主な用途を簡潔に記入のこと。)																
2 通信の相手方	<input type="checkbox"/> 26Mc帯及び27Mc帯の周波数の電波を使用する簡易無線局又は自己の受信設備 <input type="checkbox"/> 自己の無線操縦用の受信設備																
3 通信事項	<input type="checkbox"/> 簡易な連絡事項に関する事項 <input type="checkbox"/> 無線操縦に必要な信号																
4 無線設備の移動範囲	<input type="checkbox"/> 陸上 <input type="checkbox"/> 海上 <input type="checkbox"/> 上空																
5 無線設備の常置場所(ふりがなを付すること。)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 25%;">都道</td> <td style="text-align: center; width: 25%;">市</td> <td style="text-align: center; width: 25%;">区</td> <td style="text-align: center; width: 25%;">丁目</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">府県</td> <td style="text-align: center;">郡</td> <td style="text-align: center;">町</td> <td style="text-align: center;">字</td> <td style="text-align: center;">番地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">村</td> <td></td> <td style="text-align: center;">方</td> </tr> </table> 丸(主たる停泊港) (船舶を常置場所とする場合に限る。)		都道	市	区	丁目		府県	郡	町	字	番地			村		方
都道	市	区	丁目														
府県	郡	町	字	番地													
		村		方													
6 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"><input type="checkbox"/> 無線電話</td> <td style="border-left: 1px solid black; width: 20%; padding-left: 5px;"> A3 Mc W A3 Mc W </td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 無線操縦発振器</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> A1 Mc W A2 Mc W </td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/> 無線電話	A3 Mc W A3 Mc W	<input type="checkbox"/> 無線操縦発振器	A1 Mc W A2 Mc W											
<input type="checkbox"/> 無線電話	A3 Mc W A3 Mc W																
<input type="checkbox"/> 無線操縦発振器	A1 Mc W A2 Mc W																
7 無線設備の工事落成の予定期日(兄弟規則による型式検定に合格し																	

た無線設備については、記載を要しないため。 年 月 日	
8	運用開始の予定期日 <input type="checkbox"/> 免許の日から <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日(免許の日以降を予定する場合に限る。)
9	免許の欠格事由(申請者が国の機関及び地方公共団体の場合は、記載を要しない。) <input type="checkbox"/> 電波法第5条に規定する欠格事由に該当しない。 <input type="checkbox"/> 電波法第5条第 項第 号に規定する欠格事由に該当する。
10	参考事項 <input type="checkbox"/> 免許の有効期間は、5年を希望する。 <input type="checkbox"/> 免許の有効期間は、昭和 年 月 日までを希望する(5年未満の場合に限る。)

(注) □には該当するものにレ印を付すること。

別紙2 無線設備の工事設計書

型式及び名称	検定番号	検定年月日	製造者名	備考

新様式の免許状は、三つ折にして定期券入れ等適宜なケースに入れれば携帯に利便するものである。また、その様式は、将来の事務の機械化に対処して規格を合わせているものである。したがって、市民ラジオについては、免許の証票は、発給しないことになった(すでに発給してある証票は、その免許の有効期間中は有効とするものである。)

なお、新様式の免許状は、携帯に便であるために旧様式の免許状(その免許の有効期間中は、有効である。)の交付を受けている既設局であって、免許状の書き換えを申請する向きについては、携帯して運用する移動局のものについて事情の許すかぎり応ずる方針である。しかし、書き換え申請には、電波法関係手数料今に基づいて手数料(200円)を要するものである。なお、新様式の免許状の様式は、第3図のとおりである。

第3図 無線局免許状

アマチュア局，簡易無線局，および移動する無線局
(船舶局および航空機局を除く。)に交付するもの

無線局免許状	
免許の年月日 昭和 年 月 日	免許の番号 第 号
免許の有効期間 昭和 年 月 日 まで	呼出符号若しくは標識 符号又は呼出名称
免許人	
無線局の種別	無線局の目的
通信の相手方	
通信事項	
無線設備の設置場所（又は移動範囲）	
占有周波数帯幅の許容値（指定した場合に限る ものとし、kcの数で示す。）電波の型式及び周波 数並びに空中線電力	
発振方式	変調方式
空中線の型式及び構成	運用許容時間
備考	
昭和 年 月 日	
郵 政 大 臣 印	

230 ミリメートル

115 ミリメートル

5. 市民ラジオ使用上の注意

- (1) 市民ラジオは、簡易な無線通信を行なうために使用されるものであるから申請の内容が人命および財産の保護、治安の維持、気象通報その他これに準ずる公共の業務を遂行するためのものには免許が与えられない。

すなわち、市民ラジオは、簡易な無線通信業務を行なう無線局であるから、上記2に掲げた業務、くわしくは、船舶や航空機の航行に関する通信、漁業通信、警察、水防、消防、海上保安、防衛等の公安通信、行政、電力、鉄道、軌道、道路、ガス、水道等の公共業務に係る重要な通信を行なうためには認められないのである。しかし、その他の業務であっても、その業務のために周波数が特定されているものによっては、市民ラジオによっては能率的な通信を行ない得ないものであるので、市民ラジオを使用しないようしようようしているところである。

なお、海上において市民ラジオの使用を認められるのは、無線局の開設の目的および通信事項が船舶の航行に関する通信および漁業通信以外の通信、つまり船内連絡や船間および陸船間における個人的な連絡であって、空中線電力0.1ワット以下のものに限定されている。

- (2) 次の場合には、市民ラジオの使用が禁じられている。

ア 航空運送事業の用に供する航空機（貨物のみを運送するものを除く。）内において使用すること。これは、定期航空路を計器飛行するものによっては、機内における電波発射が計器飛行に重大な支障をきたすからである。

イ 27,080Mc、27,088Mc、27,112Mc、27,120Mc および 27,144Mc の周波数の電波を使用する市民ラジオを北洋漁業操業区域内で使用すること。これは、北洋さけ・ます漁業において船団通信波に混信を与えるからである。

ウ 26,968Mc および 26,976Mc の2周波数の電波を切換え使用する市民ラジオであって、空中線電力0.5ワットのを海上で使用したり、海上で使用する市民ラジオを通信の相手方として通信すること。

- (3) 市民ラジオの使用にあたっては、次の事項を守られねばならない。

ア 無線機は、免許状に記載されている内容および条件に従って使用しなければならない。

イ 他人から頼まれて通信を行なったり、他人の用務のために他人に貸して使用させてはならない。

ウ 他人の通信を聞いてこれを漏らしたり、または自分のために悪用してはならない。

エ 1回の通信は、5分をこえて行なってはならず、1回の通信を終了した後は、原則として1分以上経過した後でなければ次の通信を行なってはならない。

- (4) 無線機の使用は、次によるものでなくてはならない。

ア 型式検定合格機器に施されている封かんは、これをはがさないこと。封かんをはがすと型式検定合格機器でなくなったり、その操作に無線従事者の資格を要することになる。

イ 竹ざおを利用する等してアンテナを張り、機器に改変を加えることは、禁止されている。

ウ 無線機を新しいものと取り替えたときは、地方電波監理局に届け出なければならない。また、その際に周波数または空中線電力が前のものと違うときは、事前に申請をして許可を受けなければならない。

6. む す び

市民ラジオは、無線局であり、郵政大臣の免許を受けなくてはならないことは上述のとおりである。しかるに無線機を容易に人手できることから、免許を受けないで使用する向きがあるやに見受けられる。また、免許を受けてもその免許の有効期間満了後再免許を受けない者もあるやにきいている。いずれの場合も免許を受けないで無線機を使用するときは、不法無線局として、処罰の対象となるものである。再免許申請は、有効期間の満了前3か月以上6か月以内に申請することとなっているので、その間に申請するようにしていただきたい。また、再免許申請諸手続がおくられて免許の有効期間が切れた場合は、新たな開設の申請手続を要するので行き違いのないようにしていただきたい。なお、新設の申請または再免許の申請の手続等について不審の点があれば、所轄の地方電波監理局または無線機の販売店へ照会することにしていただきたい。

(電波監理局無線通信部陸上課無線局検査官)